

## 福浦地区小水力発電所整備運営事業の特定事業の選定及び客観的評価結果 の公表について

青森県佐井村は、福浦地区小水力発電所整備運営事業を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に基づき、特定事業に選定したので、同法第 11 条に規定する客観的な評価の結果とともに公表します。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

青森県佐井村長 太田直樹

## 1. 事業概要

### (1) 事業名称

福浦地区小水力発電所整備運営事業（以下「本事業」という。）

### (2) 事業の対象となる公共施設等の名称

福浦地区小水力発電所（以下「本発電所」という。）

### (3) 公共施設等の管理者等

青森県佐井村長 太田直樹

### (4) 事業の目的

本事業は、青森県佐井村（以下「村」という。）が推進するカーボンニュートラルの実現に向けた取組みの一環として、村内の福浦川水系流石沢及び大滝沢を設置場所として小水力発電を行うことにより、電力の地産地消を実現すると同時に、売電収入の一部を事業者の創意工夫に基づく活動の形で地域に還元することを目的とする。

### (5) 事業の内容

村は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）及び令和5年12月13日に公表した福浦地区小水力発電所整備運営事業実施方針に基づき、本事業を実施する民間事業者として選定された者（以下「事業者」という。）との間で本事業の実施に関する契約を締結するものとする。本事業の内容は、以下のとおりである。

#### ① 本発電所施設の設計・建設業務

本発電所においては、固定価格買取制度（FIT制度）における水力発電に係る、新設区分の買取単価の活用を前提とし、発電設備を設計・建設するものとする。したがって、FIT制度における水力発電に係る、発電設備の新設を主な対象とした調達区分に該当するために必要となる申請、解体撤去、設計、建設工事等、必要となる一切の業務を、事業者の責任及び費用で実施するものとする。

#### ② 運営維持業務

事業者は、本発電所の運営維持業務として、以下の業務を実施する。

- ・ 巡視及び点検
- ・ 測定及び調査
- ・ 運用
- ・ 記録
- ・ 運転制御
- ・ 設備の保護・修繕・保全
- ・ 緊急時対応、災害対応

- ・その他施設の運営維持に必要な業務

### ③ 地域還元事業に係る業務

事業者は、村の地域に貢献する事業（以下「地域還元事業」という。）を実施するものとする。

地域還元事業の内容については、事業者の創意工夫に委ねるものとし、その具体的な内容（事業者が得る収益の一定割合を金銭にて村に対して支払うものでもよい。）を提案書に記載するものとする。

### ④ 原状回復業務

事業者は、本発電所の設備の撤去を含む原状回復工事を行うものとする。

## (6) 事業方式

土地を借り受け、PFI 法に基づき、事業者が自ら提案した設計・建設を行った後、村から設置許可を受けた上で、事業者が当該施設の所有権を保有したまま、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を実施する B00 (Build-Own-Operate) 方式により行う。

## (7) 事業期間

事業契約締結から令和 27 (2045) 年 3 月 31 日までとする。ただし、本発電所の建設作業が合理的な理由で遅延した場合には、村が、事業契約期間を本発電所供用開始から 20 年までとすることを認めることがある。

## (8) 事業スケジュール

日 程	内 容
令和 6 (2024) 年 3 月	事業者との事業契約締結
令和 7 (2025) 年 4 月頃	事業者による本発電所供用開始
令和 27 (2045) 年 3 月 31 日	本発電所の供用終了・原状回復

## (9) 事業者の収入及び費用負担

事業者は、固定価格買取制度における水力発電に係る売電収入のうち、特定事業実施により生じた費用を除く収益を収受できるものとする。

事業者は、事業契約書等に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用を負担しなければならない。なお、本発電所設備設置に係る村有地の使用料は無償とすることを予定している。

## 2. 事業の評価

### (1) 評価の方法

村が従来方式により直接実施する場合及び PFI 事業として民間事業者が実施する場合において、本事業は、事業者の独立採算型事業を目標として実施する予定であることから、村の

財政負担の軽減が図られることを選定の基準として採択することができないため、事業期間全体を通して村にもたらされるメリットに関する定性的な評価を実施した。

## (2) 評価の結果

本事業を PFI 事業として実施する場合、次の効果が期待できる。

### ① FIT 制度の円滑な適用による再生エネルギーの自給自足の実現

村は、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みとして、自治体新電力会社を設立して再生可能エネルギーの供給を行っていたが、再生可能エネルギー自体は村外から購入していたため、再生可能エネルギーの自給自足は実現していなかった。

本事業で FIT 制度を適用し、民間事業者の収益性を確保することを前提にその経営資源を前面に用いることにより、村に既存のノウハウがない小水力発電所を設置して発電することが可能と見込まれ、村内の立地を生かした再生可能エネルギーの発電が期待できる。

### ② 売電収入による地域への還元

村は、本事業のコストを原則として負担しないことで、売電収入が得られなかった場合のリスクを低減できる一方で、売電収入が発生した場合は、その一部を事業内容の一つである地域還元事業という形で享受することができる。また、地域還元事業の具体的内容は、提案書で事業者が具体的に提案することとなっており、村の総合計画に適合しつつも村の従来発想にはない独創的な事業を選択できることが期待できる。

このように、民間事業者による効率的な本発電所の経営により、発電による利益が、民間事業者の創意工夫に基づく形で地域に還元されることになると期待される。

### ③ 牛滝地区小水力発電所との連携

村内で建設中の牛滝地区小水力発電所においても、既に、本事業と同様の仕組みによる民間事業者の関与により事業が進捗している。福浦地区においても民間事業者に設計や運営等を担わせることにより、同じく民間事業者が運営を行っている牛滝地区小水力発電所との連携による効率化も期待される。

## (3) 評価

以上のように、本事業を PFI 事業として実施することにより、FIT 制度の円滑な適用による再生エネルギーの自給自足の実現、並びに売電収入による地域への還元が見込まれるなどの定性的効果が期待できる。

よって、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条に基づき本事業を特定事業として選定する。

以 上